

令和5年度 当社の安全マネジメント

群馬福祉交通株式会社

GF交通BUS

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7の規定に基づき当社は、次のことを公表します。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- ② 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- ③ 輸送の安全に関する情報を積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

- ① 令和5年度の人身事故 0件 死者・負傷者0人
- ② 令和5年度の物損事故 5件以内
- ③ 令和5年度の車内事故 0件
- ④ 令和5年度の雪道事故 0件
- ⑤ 令和5年度のバック事故 0件
- ⑥ 令和5年度の自動車事故報告規則に定める事故 0件
- ⑦ 飲酒運転の根絶 0件

・令和4年度の達成状況

- ① 人身事故 0件 死者・負傷者0人（達成）
- ② 物損事故 5件以内（達成）
- ③ 車内事故 0件（達成）
- ④ 雪道事故 0件（達成）
- ⑤ バック事故 0件（達成）
- ⑥ 自動車事故報告規則に定める事故 0件（達成）
- ⑦ 飲酒運転の根絶 0件（達成）

3. 輸送の安全に関わる情報の伝達体制その他の組織体制

別に掲示しています。(安全管理規定に盛り込まれています)

4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

- ① 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、法令および安全管理規定に定められたことを遵守します。
- ② 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立して必要な情報を伝達、共有します。
- ③ 輸送の安全に関する教育、研修に関する具体的な計画を策定して実施します。
- ④ ヒヤリ・ハット情報を営業所間、運転者間で共有して活用する。
- ⑤ デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーを導入する。
- ⑥ 睡眠時無呼吸症候群検査を受診する。
- ⑦ SAS・脳ドック検査を受診する。

5. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

- ① 運転者に年間教育計画に沿って教育を実施します。(1ヶ月に1回)
- ② 事故対策機構が行う適性診断を受診させます。

6. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置および講じようとする措置

7. 安全統括管理者に係る情報

代表取締役社長 内田 親孝

8. 安全管理規定

別に掲示しています。

9. 重大事故等に関すること

令和4年度はありませんでした